

広報 伊方町

発行所
愛媛県西予郡伊方町湊浦
〒796-03 伊方局3-0211
伊方町室
編集長 公室
印刷所 豫社
豊後 八幡浜市松柏 22-0144

今月の紙面

二面……九月定例会だより
三面……公明ヒアリングのお知らせ
故郷の思い出
グループ紹介
四角……取集が変更

秋風をきって力走

日本晴れに代表される「さわやかな秋……」。九月下旬から町内の保育所や小中学校では運動会が行われ、秋風をきって力走する子供たちに盛んな声援が送られていました。

十月は、十日の体育の日として「食生活改善普及運動月間」です。今月は健康と体力づくりについて考えてみました。



「ゴールはすぐそこ」第3コーナーを回り大接戦。盛んな声援を受けて力走する選手の皆さん。「写真は9月27日に行われた二見小学校の運動会」

運動する人

しない人

十歳もの体力差
文部省がまとめた昭和五十五年度の「体力・運動能力調査報告書」によりますと、ふだんから運動をしている人と、していない人の体力差はかなりのひらきがあるようです。
例えば、四十歳から四十五歳



までの「ほとんど毎日運動する」男性は、「運動しない」三十三歳から三十四歳までの男性の体力と、ほぼ同じ結果が出ています。
逆に言えば、十歳程度の体力

差は運動することによって、じゅうぶん取り戻せるということとです。
しかし、「それじゃ、今日から……」と急にランニングを始めたりするとか、逆効果です。
日常生活の中で毎日続けられる運動から始め、できるだけ長続きさせましょう。その一つに歩くことがあります。歩くことは最も身近な運動方法です。

歩け歩け運動 十一月月上旬開催

町では、体力づくり運動の一環として毎年、歩け歩け運動を実施しています。
今年も十一月月上旬に開催予定です。日程が決まりしだいマイク放送などでお知らせいたします。多数ご参加ください。

栄養のバランスを

十月は食生活改善月間

わたしたちの食生活は、以前にくらべると豊かになり、栄養の取り方も改善されてきています。
しかし、全体的に栄養の取り方にアンバランスがあるようです。十月は「食生活改善普及運動月間」。今年も「健康づくり、まず食卓を見直そう」を標語に、次の三つの項目を重点に置いて運動が展開されます。

インスタント食品 頼りすぎは禁物

(イ)少量ずつでも六つの基礎食品を組み合わせて
(ロ)塩分、糖分の多い食品は控える
(ハ)インスタント食品、加工食品に頼り過ぎない

インスタント食品や加工食品は手軽さが受け、利用する人が増えています。しかし、常食している栄養のバランスが崩れる恐れがあります。頼り過ぎは禁物です。とは言っても、上手に利用すれば食卓に華やかさを演出できます。
例えばインスタントラーメンでは、卵や野菜を入れるなど工夫してみましょう。

食卓に変化を

毎日同じような献立では栄養のバランスが偏つてきます。季節の食品を盛り込んだり、肉を食べたら次の食事で魚という具合に、食卓に変化をつけましょう。

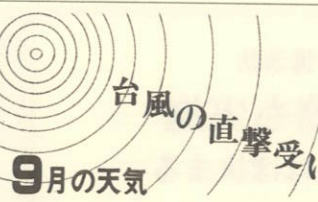
塩分・糖分 取り過ぎに注意を

そのときの目安にしたいただきたいのが、六つの基礎食品です。六つに分かれたグループの食品を少なくとも一つずつ一日の食事に組み入れ、つまり三度の食事で六つのグループすべてを口にするようにしましょう。

栄養をバランスよく取り、健康な毎日を送るには、食品を上手に組み合わせるほか、味付けにも注意が必要です。
特に塩分や砂糖の取り過ぎは高血圧や肥満を起すきっかけとなることがありますからじゅうぶん注意しましょう。
塩分は「一日十グラム以下」を目指して、なるべくうす味に慣れるようにしましょう。
町保健センターが昨年行った、みそ汁の塩分調査によりますと、およそ十件七件は塩分が多すぎる結果がでています。
みそ汁に含まれる塩分は「パーセント以下にしたいものです」。

六つの基礎食品とは、(一)魚肉類(二)乳製品(三)緑黄色野菜(四)その他の野菜と果物(五)米やパンなどの穀物(六)油脂の六種類に分かれます。

瞬間最大風速40メートル



9月の天気

台風の直撃を受ける
早生温州みかんが色づき始めました。採取や運搬などの準備をしましょう。
今年も、梅雨期の干害、九月から十月にかけて雨天が多くなり、やや小玉で味もチヨッピり物足りない感じがします。除草や敷ワラなどの除去で土壌乾燥に努めましょう。
また、早生柑の小玉が目立ちます。今一度園内を見回り仕上げ摘果をとるとともに、樹体の弱っている園が多く見受けられますので、園に適した秋肥の施用をしてくださ。八幡浜農業改良普及所

幸い、二つの大型台風の直撃を受けたわりには被害は最小限にとどめることができ、道路災害など四十三カ所、被害金額にして一億円あまりでした。
また、台風十九号の瞬間最大風速は三二・五メートル(九月十五日午前一時五十分ごろ)です。
九町越(海拔二百二十六メートル)にある町の気象観測局の測定によりますと、台風十三号の影響による風雨は、八月二十六日正后十三時からだいに強まり、八月二十七日午前八時四十分ごろ瞬間最大風速四〇・六メートルを記録しています。降雨量は一日間で七〇・五ミリです。
また、台風十九号の瞬間最大風速は三二・五メートル(九月十五日午前一時五十分ごろ)です。



※上図は、松山地方気象台で作成した台風通過経路図のコピーをいただし、地図上に重ねて記入したものです。通過位置で多少誤差があるかも知りません。図面に向かって左側が台風13号、右側が台風19号の通過経路です。

各会計の予算状況

	補正額	累計額
一般会計	+2億1,815万円	41億0,086万円
特別会計		
水道事業会計	△ 299万円	1億5,410万円
住宅新築資金貸付事業会計	+ 14万円	2,669万円

町民会館落成記念行事を計画

1月15日・16日に水前寺清子ショー

【総務費】

県の受託事業で町民会館内に整備する原子力広報展示工事 2,500万円
 西久保集会所新築工事 2,600万円
 (町見農協集荷場裏の遊園地内に、鉄筋コンクリート2階建延199.92㎡を新築します。完成は来年3月の予定です。)

【衛生費】

水道事業会計補助金 +131万円

【農林水産業費】

農業振興計画の見直しに伴う意向調査費 +171万円
 九町・中央接続農道整備費 +1,000万円
 (残り約50mを整備。これで来年3月には850mの全線が完成します。)

【土木費】

道路維持補修費 +100万円
 中浦公営住宅用地土止め補修工事 114万円

【消防費】

第15分団消防格納庫新築工事 1,000万円
 (九町中央接続農道新設に伴う移転。鉄筋コンクリート造り2階建て、地下に防火水そう(40t)も設けます。)

有寿来小体育館を新築

九月末に着工・来年3月には完成

【教育費】

スクールバス待合所新設(大成) 86万円
 有寿来小学校体育館新築工事 7,500万円
 有寿来小学校体育館備品購入費 118万円
 古くなった「うすき号」に変わる40人乗りのスクールバス購入 570万円
 町民会館落成式(12月15日)開催委託料 227万円
 町民会館記念行事(1月15日、16日)開

教育委員会委員 栗田さん再任



栗田委員(川永田)

【町教育委員会委員の任命】
 任期満了に伴う町教育委員会委員の任命
 栗田さんは六期連続で、これまで四年間町教育委員の任に尽力いただきます。町の

【昭和三十七年度一般会計補正予算(第三号)】
 今回の補正予算では、西久保集会所の新築費など歳入歳出それぞれ二億一千八百十五万円追加され、総額四億一千八百八十六万円になりました。

【災害復旧費】

峰田農道(伊方越)災害復旧工事	120万円
長雨一台風による災害復旧工事	100万円
(23カ所の設計委託料)	100万円
(10カ所の応急復旧費)	180万円



第110回定例 議会だより

第七次整備計画スタート 一般会計二億円追加・四十一億円に



長期計画で大規模な整備をします。

【国民健康保険診療所設置条例の制定】
 来年四月開業を目指し、九町に建設中の診療所の診療日や時間などが決まりました。

【九町診療所の診療日や時間決定】
 九町診療所の診療日や時間、開業までには詳しくお知らせいたします。

【水道事業会計】
 昭和三十七年度水道事業会計補正予算(第一号)の収益的収入が百三十三万円追加され六千四百六十万円に、資本的収入は四百三十万円減額され八千九百五十万円になり、総額一億五千四百四十万円になりました。

【八幡浜市を本部に三カ所に出張所】
 本部は八幡浜市に置き、郡内の三カ所に出張所が設けられます。

【業務開始は五十九年四月】
 八幡浜市と西宇和郡内五町で検討を重ねていた、広域常備消防の設立要項がほぼ決まりました。

【現消防団はそのまま存続】
 広域消防業務が開業されても現在ある消防団はそのまま存続。今までもり活動を行っていただきます。

十一月十八日・町見体育館で

公開ヒアリング開催

申し込み・今月二十九日までに

四国電力(株)伊方発電所三
号機の設置について、次のお
り公開ヒアリングが開催される
ことになりましたので、お知ら
せいたします。

意見陳述及び傍聴のための

届出書を作成し・封書で

一日時
昭和五十七年十一月十八日、
午前八時三十分から同日夕刻
まで

まず四国電力(株)が、
設置計画の概要について
説明し、次いで地元住民
の方々から意見の陳述を
していただき、これに対
し四国電力(株)から説
明等を行う予定です。

三、内容
四国電力(株)伊方発電所三
号機の設置に係る諸問題につ
いて

四、意見陳述及び傍聴のための

届出書を作成し・封書で

(一)意見陳述 下記様式第一によ
り、住所・郵便番号及び電話
がある場合は電話番号を付記
してください。氏名(ふりが
なを付記してください)、年齢
及び職業並びに電の要旨(一
千二百字以内)とします。を記
入していただき、封筒の裏に「四
国電力関係公開ヒアリング陳述
希望」の旨を必ず記載して昭
和五十七年十月二十日までに
通商産業省資源エネルギー
庁公益事業部原子力発電課(郵
便番号一〇〇東京千代田区
霞が関一丁目三番一號)に到
達するよう郵送してください。

故郷の思い出

題字 福田直吉伊方町長

毎号、広報を送付いた
だき楽しみに読んでいます。
私は、豊之浦出身、帰る
たびに整備が進む道路には
目を見張るものがあります。
八幡浜市のフェリト発着場
から直線に名坂トンネル
を抜け、保内町を通り伊方
町へと直結。大幹トンネル
から河内に入ると、な
つがしい伊方湾が開けてき
ます。
郷里の思い出はたくさん
ありますがやはり小学校時
代です。高等小学校の二年
間は毎日徒歩通学、豊之浦
から宿名峠を越えて川水田
を通過して通学で、四キロ
メートルの山道を二時間あ
まりもかかっていました。



学校帰りに「椎の実」取り

辻 荒友(大分県在住一豊之浦出身)



辻さんの出身地豊之浦。漁港と小学校の体育館を整備中です。

現在のごみ焼却場がある宿名
峠からくだる近道がありました。
行きはくだる道でしたが、帰り
は急な登り坂、風や雨の日は大
いへんでした。
反面、楽しみもありました。
春から初夏にかけては「野いち
ご」を見つけ、よく食べていた
のを思い出します。
秋の運動会になると椎(し
い)の実を取り、帰る時間も忘れ
衣服のポケットやハンカチに
い詰め込んだものです。
今では中学生もバス通学になっ
ていると聞いています。あの旧
道はどうなっているのでしょうか。
豊之浦漁港には長い防波堤が
突き出し、子供のころよく「サ
ザエ」や「小ダコ」を取って遊
んでいた浜辺は埋立てられ、立
派な道路となりました。以前
とは違い、車で横づけができる
など随分便利になりました。
防波堤は既設のものも含めま
すと五百メートルにもなり、突
端に燈台が造られる予定の設
計図が掲示されておりました。
港内には百隻以上の漁船が碇
先(へさき)を並べてつなぐれ
るなど、活気に満ちた光景が随
所に見られます。郷里の発展をうれ
しく思っています。
私は現在六十六歳。近ごろで
は山登りが好きになり付近の山
野を散策しています。
大分県の別府市と奥由布院の
間にそびえる由布山(一千五百

八四メートル)の頂上にも登
りました。六月には久住山に挑
戦。あたり一面に咲きほころ
び「ヤマギシマ」を観賞して帰
りました。
健康であることのすばらしさ
を痛感しています。

次号は、福田直江さん
(神戸市在住)「田之浜出
身」を紹介予定です。

(様式第1)

意見陳述届出書

通商産業大臣 殿

届出者 氏名 年齢 (郵便番号)

住所 (電話番号)

職業

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の設置に係る公開ヒアリングに出席して意見を述べたので、別紙のとおり意見の要旨を付けて届けます。

(様式第2)

郵便往復はがき

東京千代田区霞が関一丁目三番一號
通商産業省資源エネルギー庁
公益事業部原子力発電課 宛

裏面(返信)

一、四国電力関係公開ヒアリングの
傍聴希望
二、申込書の住所
三、申込者の氏名及び年齢
四、申込者の職業

表面(返信)

郵便往復はがき

申込者の住所
申込者の氏名

傍聴を希望される方

往復はがきで申し込みを

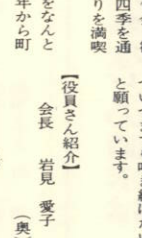
(二)傍聴 右記様式第二により、
官製はがき(一人一通)に限り
ます。住所(郵便番号及び電
話がある場合は電話番号を付
記してください)、氏名(ふり
がなを付してください)、年齢、
職業、四国電力関係公開ヒ
アリングの傍聴希望の旨及び
返信用はがきのあて先を必ず
明記してください。にて、昭
和五十七年十月二十九日ま
でに通商産業省資源エネルギー
庁公益事業部原子力発電課、郵

会員作品紹介

スピードのバイクコスモス戦がせて
相傘の片袖濡るる秋の雨
森元真智子 (奥)
村百戸包み込みたる今日の月
西山美津子 (田之浦)

グループ紹介 No.2

野の花俳句会



草を引きながら、みかん
を摘みながらの「ながら句
会」として昭和五十年十一
月に六人の会員が九町に発
足。忙しい仕事の合間に
張り合いを見つけて、一
ひっそりと思つてきた句
会です。
そして、昭和五十六年に
田之浦と加賀の七人加わっ
たのを機会に、名を「野の
花句会」と改めました。
大自然の中に力強く生き
続ける可れな花、野の花
のように、会員それぞれ
の持ち味を生かした会にと活
動を続けています。
今年は一月の、初句会に
始まり探梅、桜見句会、観
月会など多彩。四季を通
じ自然の移り変わりを満喫
しています。
また、会の足跡をなんと
か残したいと、昨年か
ら

見公民館と協力して「句集
野の花」を発行
会員一人あたり五句を掲
載し、一月一回の割合です
に二十号にもなっています。
月一回から二回の例会で
は、一人五句ずつ持ち寄る
こととしており、みんな
採点して会員相互の励みに
もなっています。
現在の会員が十五人、会
員が統一された俳誌での同
志ではないのと、地域的に
分散していることが悩みの
一つ。会員それぞれが、目
立たなくてもせいぜいっばい
生きる野の花のように、い
ついついまでも咲き続けたい
と願っています。

【役員さん紹介】
会長 岩見 愛子 (奥)
副会長 城戸さかえ (奥)
森元真智子 (奥)
西山美津子 (田之浦)

わずか17文字に、生活を、人生を、そして夢を語りかける皆さん。

郵便局からのお知らせ

忘れられた通帳ありませんか

長い間お金の出し入れがない古い郵便貯金通帳——残高も少ないからと、たンスの中にしまったままになっている……そんなことはありませんか。

郵便貯金は、預け入れや払い戻しがなくとも、10年間の経過により、預け主としての権利がなくなりますから気をつけましょう。

郵便局では、郵便貯金の利用がないまま10年が過ぎますと、郵便貯金の利用をお知らせする通知書(催告書)を貯金の預け主に送ります。その後2ヵ月が過ぎても郵便貯金の利用がないと、貯金の預け主の権利がなくなります。

通知書が届いたら、すぐに郵便局の窓口へご相談ください。10年前の残高は少なくとも、知らぬ間に予想外の利子がついて、かなりの金額になっていることもあります。

郵便局で利子の記入や住所変更、印章変更の届け出などをすると、その時から10年間有効となります。

なお、住所変更があってもその旨届けていないと、せっかく郵便局から通知書が発送されても着きません。住所に変更があったときは必ず届けておきましょう。

もし、古い通帳がたンスの奥などから見つかったら、お早めに郵便局へ……。

年賀はがき 11月5日発売

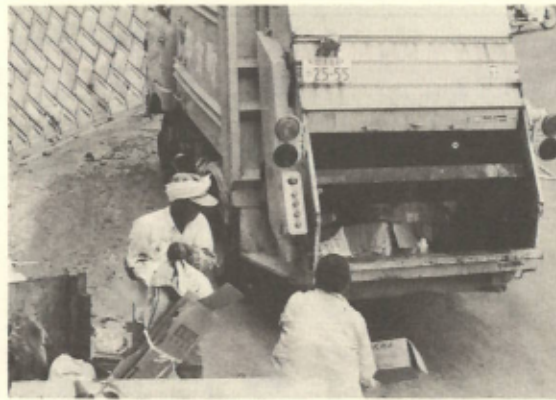
お年玉付きの年賀はがきは、11月5日曜日に発売します。早目にお買い求めください。今年、寄付金付きのはがきの裏面に三種類の絵が描かれています。

伊方・町見郵便局の発売枚数は、40円の寄付金なしを163,000枚、45円の寄付金付きが10,000枚です。



お札

松山市北土居町五三九一四にお住いの、兵頭孝十郎さん(伊方城出身)から一万円、七にお住いの、宮崎フクエさん(中への浜出身)から一万円、それぞれ広報紙代費用に二、三枚お札を差し上げました。紙上より厚くお札申し上げます。ご健康とご活躍をお祈り申し上げます。



委託したゴミ収集業務。収集場所などは今までと同じです。

雨の日も集めます 十月からゴミ収集を委託

ゴミ収集が変わりました。町では、十月一日からゴミ収集業務を町内業者に委託。雨天も収集することとし、収集日を増やすなど一部変更をいたしました。なお十月は準備期間のため、決められた場所へ出すようにしてください。

決まりを守って

業務委託と合わせて、今まで収集していなかった雨天の日と祭日・土曜日の午後も収集することになりました。ただし今年度は、体育の日(十月十日)、秋分地方祭(十月十七日)、年末年始(十二月三十一日から一月三日)は休みです。ゴミを出す際には必ず袋詰にしてお願いいたします。できるだけ重たいと収集ができませんので、不衛生で付近の方々に迷惑をかけたり、町的美感を損ねないでください。

生徒募集

香川県にある国立愛島海員学校では、昭和五十八年度生徒を募集しています。募集人員は十人、修業年限は二年です。昭和三十九年四月二日から昭和四十四年四月一日までに生まれた方で、中学校卒業以上の学力があり健康な方。



1日…2,917円
1時間…365円
愛媛県最低賃金

愛媛労働基準局では、県内で働くすべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を、今年改定し十月一日から実施しています。この改定により、次の金額以下で従業員を雇用することはできません。一日……二千九百七十七円、一時間……三百六十五円。また、このほか「産業別最低賃金」なども定められておりますので、詳しくは八幡浜労働基準監督署(☎〇八九四二二一七五〇)までおたずねください。

昭和57年9月1日現在
世帯数 2,557戸(+2戸)

人口 8,693人 | 男4,184人(+6人) | 女4,509人(+11人) | (+17人)

えんむすび

昭和57年8月1日
10月31日
氏名 本番

お誕生おめでとう
よい子に育ってください
昭和57年8月1日
10月31日
保護者 橋本 兎生

おくやみ

昭和57年8月1日
10月31日
死亡者 年 住 所

住民票などの請求は 使用目的が必要

住民基本台帳などの閲覧及び請求方法が、十月一日から一部改正になりました。この改正は、個人のプライバシーを保護するためのものです。皆さんに関係の深い改正点は次のとおりです。一、住民票や戸籍の附帯を請求する使用目的が必要になりました。二、電話による住民票などの記載事項の問い合わせは応じられなくなりました。三、住民票などの必要方は役場または町見支所へ直接おいでください。四、町見支所へ直接おいでなくても本人が来ない場合には、代理人に使用する目的を必ず伝えるようにお願いいたします。



こちら編集室
今月は、秋にちなんでスポーツと健康づくりについて取り上げてみました。
▽保健所や小中学校など、町内で十七回も行われた運動会、締めくくられた町民運動会(でし
た。このことにつきましては次号で紹介する予定です。
▽建設中の町民会館の完成があと一ヵ月あまりになりました。町では十二月十五日に落成式を計画しています。
▽役場から見える山々でも、オレンジ色が日増しに濃くなりました。そろそろ早生温州みかんの出荷が始まるよう